

告示

埼玉県告示第四百五十六号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として平成二十八年四月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成二十八年四月五日

埼玉県知事 上田清司

病院		有効期限
名称	所在地	
一般社団法人巨樹の会新 久喜総合病院	一 埼玉県久喜市上早見四百十八番	平成三十一年三月十日